

観光目的税（宿泊税）に係る 説明資料

令和6年11月

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課
総務部税務課

税率設定

- 税率は、税収額が財政需要額の範囲内となるように定めることとなる。
 - 財政需要額は約76億円であることから、税率は2%が妥当と考えられる。
- 【理由】**
- 需要調査結果は、県と市町村あわせて現時点で約108億円となっている。
 - この金額は、第2回の検討委員会において指摘があったとおり、あくまでも要求ベースの金額となっている。
 - 実際の事業費は、一般的に要求ベースの概ね7割程度であることを踏まえ、財政需要額は約76億円としている。
 - なお、今後、改めて需要調査を実施し、県、市町村、業界のニーズを把握する予定

【参考資料】税率別 税収試算額

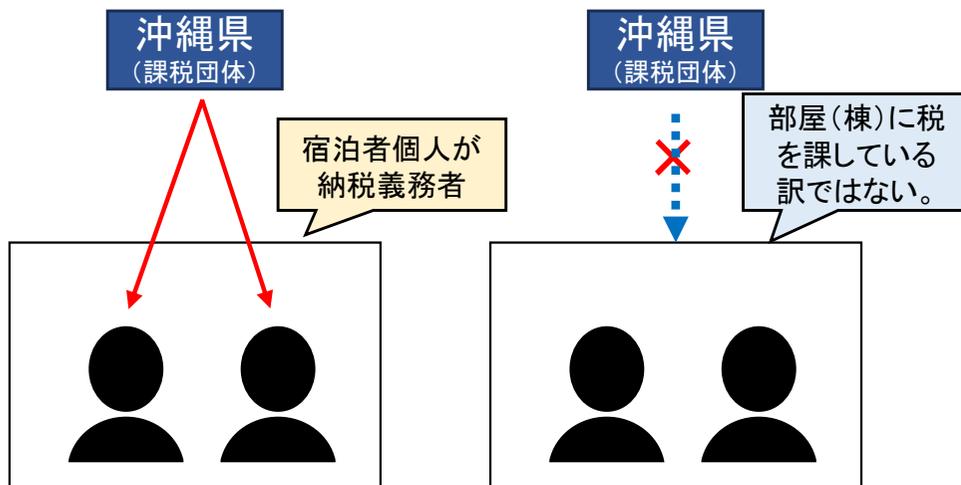
設定税率		宿泊料金 (5千円未満) による 課税免除	① 税収－徴税コスト		② 税収試算額 A	③ 徴税コスト	
			報償金3%の場合 A－B	報償金2.5%の場合 A－C		B 報償金3%の場合	C 報償金2.5%の場合
定率	2%	無	73.2億円	73.6億円	77.8億円	4.6億円	4.2億円
	3%	無	111.0億円	111.6億円	116.8億円	5.8億円	5.2億円

課税標準となる宿泊料金の単位

- 第2回検討委員会の議論から、税率の設定方法は定率制とすることで意見の一致を見たことから、宿泊税の課税標準は「宿泊料金」となる。
- 宿泊税は個人の宿泊行為に対して課すものであるから、当該行為を金額化したものである課税標準の単位は、「1人1泊当たり」となると考えられる。
- また、宿泊者の税負担が著しく過重とならないための方策である税額の上限額についても、「1人1泊当たり」で検討することになると考えられる。

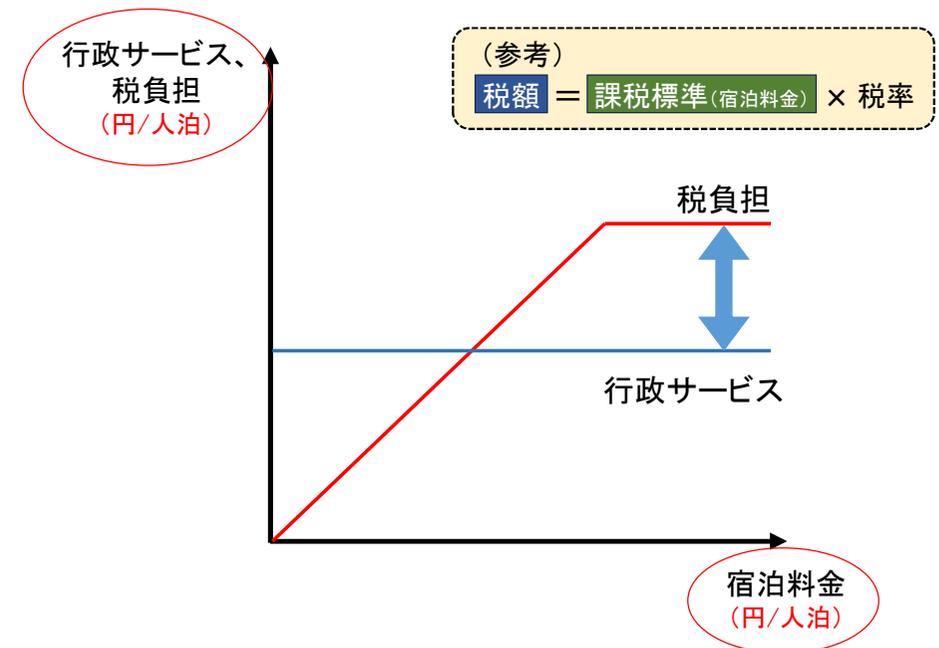
宿泊税の課税の対象と納税者

- 宿泊税の課税の対象（課税客体）は個人の宿泊行為であり、納税者は各宿泊者となる。



上限を設定するときの考え方

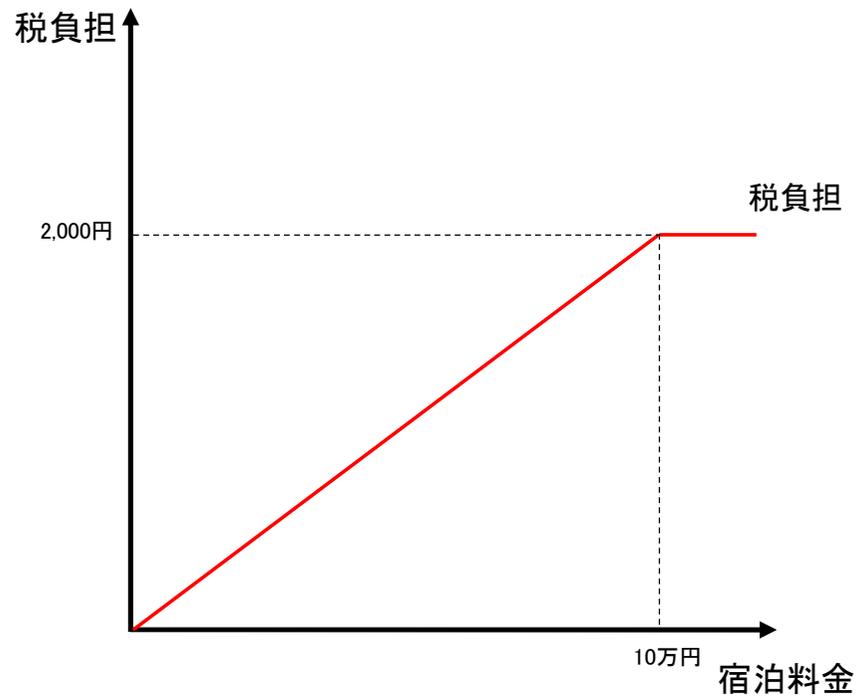
- 納税義務者（宿泊者）の税負担が著しく過重であるかを考える際にも「1人1泊当たり」で検討する必要がある。



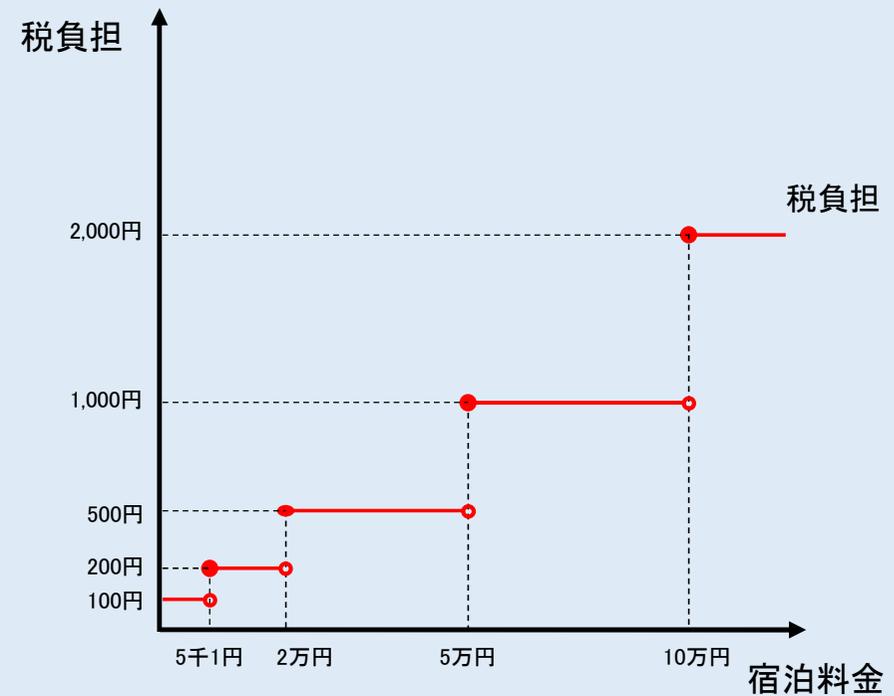
■ 具体的な税額の上限額（案1）

	税額の上限額 (税率2%の場合)	考え方	上限額設定の根拠	減収額 (粗い試算)	(参考)上限額 が適用される 宿泊者の割合
案1	1人1泊10万円 2,000円	段階的定額制の宿泊税を導入している団体の最高税率(ニセコ町の1人1泊10万円で2,000円)に並びを揃える。	1人1泊10万円 2,000円 (ニセコ町最高税率)	▲0.12億円	約0.04%

◆ 案2の宿泊料金と税負担の関係（イメージ）



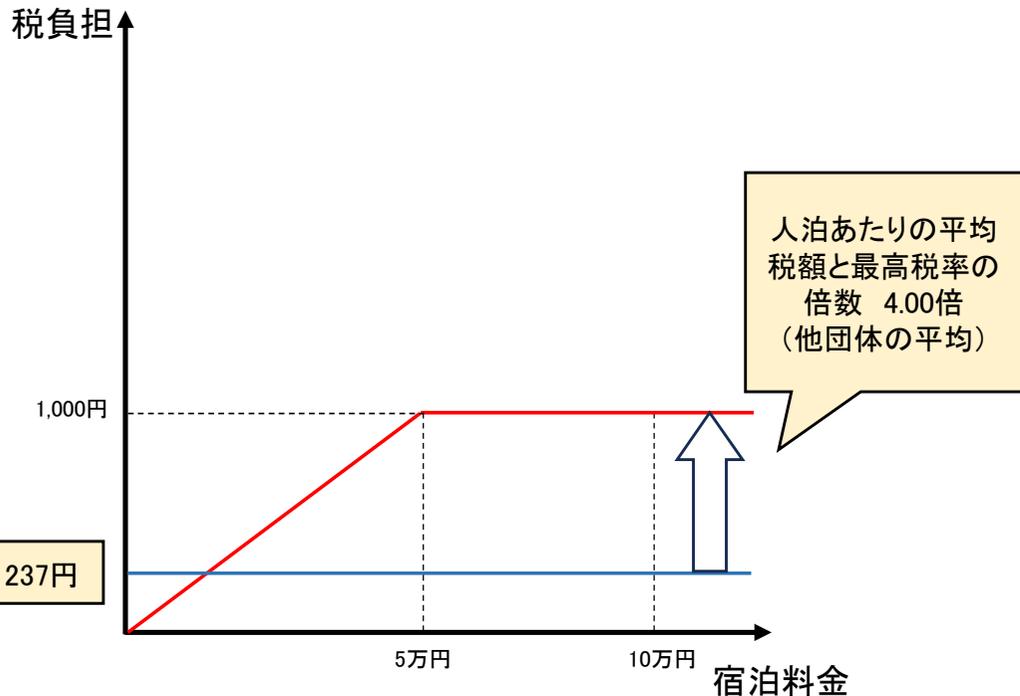
(参考) ニセコ町宿泊税の宿泊料金と税負担の関係（イメージ）



■ 具体的な税額の上限額（案2）

	税額の上限額 (税率2%の場合)	考え方	上限額設定の根拠	減収額 (粗い試算)	(参考)上限額 が適用される 宿泊者の割合
案2	1人1泊5万円 1,000円	応益性をより重視する観点から、段階的定額制の宿泊税を導入している広域団体の1人1泊あたりの平均税額と最高税率の倍数(平均4.00倍)を勘案して上限額を設定する。	沖縄県R8見込み平均237円/人泊 × 平均倍数4.00倍 = 948円	▲3.06億円	約1.7%

◆ 案1の宿泊料金と税負担の関係（イメージ）



(参考) 広域団体の1人1泊あたりの平均税額と最高税率の倍数

	R5人泊数 A	R6当初予算 B	人泊あたり平均税額 C: B/A	最高税率 D	平均税額から 最高税率の倍数 E: D/C
東京都	9,945万人泊	48億円	48円	200円	4.14倍
大阪府	5,070万人泊	27億円	53円	300円	5.63倍
福岡県	2,112万人泊	19億円	90円	200円	2.22倍

3団体の平均倍数 **4.00倍**

	R5人泊数 ア	宿泊税収(見込み) イ	人泊あたり平均税額 ウ: イ/ア	最高税率 エ: ウ×3団体の平均倍数
沖縄県	3,288万人泊	78億円	237円	948円

(注) R5人泊数: (観光庁) 宿泊旅行統計調査より(暦年)

課税免除について

- 第2回検討委員会で、県民を課税免除とすることは、観光に対する県民の理解を醸成し、県民ぐるみで観光地を作っていく観点から、県民の課税免除を求める意見があった。
- 一方で、「公平性」や「法の下での平等」の点でリスクを指摘する意見や、特別徴収義務者の作業負担の課題を懸念する意見などがあったことから、導入は難しいと考えられる。
- 上記の理由から、課税免除については、納税者の公平性の観点から、修学旅行生及びその引率者を除き、設けないこととしてはどうか。
- 離島住民の観光目的以外の宿泊や、県民の観光に対する理解の醸成などは、使途事業により配慮または促進することが適当と考えられる。

県民を課税免除とした場合の公益性

県民の観光目的以外の宿泊

県民の観光に対する理解の醸成



県民（宿泊税の場合観光客も含まれるか）の一般的な公益を増進させると言えるかどうか

公益等による課税免除

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

法の下での平等

- 制度として露骨に県民と県民以外で税を分けるのは「法の下での平等に反する」と指摘される恐れがある。

(イメージ) 県民の課税免除



第2回検討委員会での委員からの御意見

- 県と市町村の配分は「1:1」が望ましいのではないか。「1:3」では県の需要額に対応する税収を確保することができず、宿泊税の創設目的を達成できない。
- 県と税を導入しない市町村の配分は「1:1」でよいのではないか。また、県と税導入予定市町村との配分は「1:3」でもよいのではないか。
- 県と税導入予定市町村の配分は「1:3」。これは導入予定市町村の首長が主張していること。
- 県と市町村の税率・税配分については、財政需要の変動にあわせて見直していけばよいのではないか。

意見を踏まえ

検討委員会としての意見（案）

- 県として実施すべき広域事業が多数見込まれていることから、県1、市町村1の配分とすること。
- また、独自に観光目的税を導入する市町村は、観光の役割が大きいことを考慮し、県2、市町村3の配分とすること。

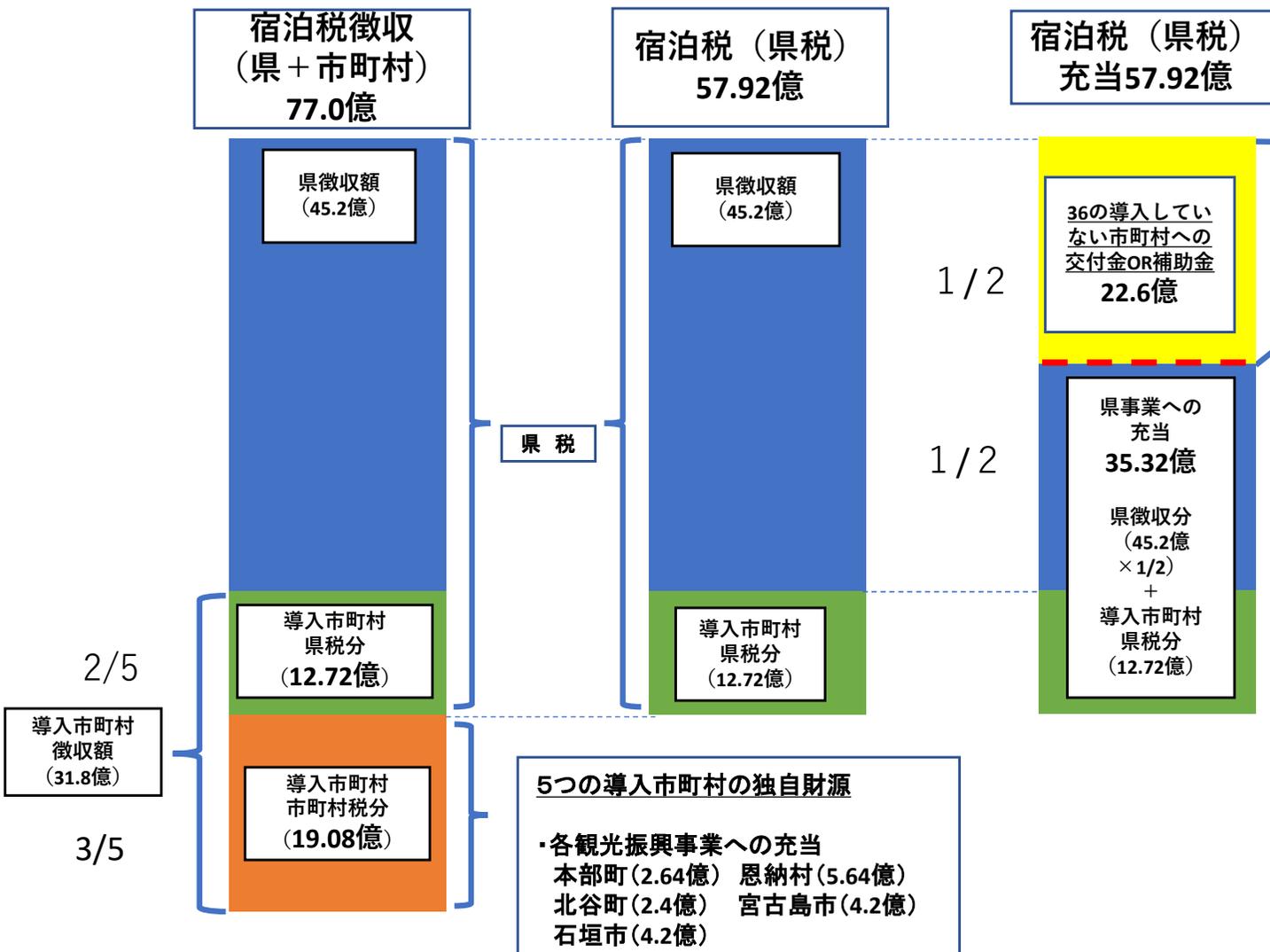
宿泊税の徴収及び市町村への配分イメージ①

【比率2:3】
【比率1:1】

※市町村別宿泊施設の収容人数で試算

- 税込77億円（200円、500円、1000円）における県と市町村の配分を試算
- 県と導入予定市町村の比率（2：3）
- 県と36市町村の比率（1：1）

配分額算定方法は、
宿泊施設の数（納税実績）の他、
ビッグデータによる旅行者実績、
財政規模等を考慮し、補助金または
交付金による配分を検討



【配分比率「2:3」「1:1」の留意点】

- 1 県事業の充当額が約35.32億円となり、安全・安心で快適な観光の実現など全県の、広域的な観光振興の取り組みが実施できる。
- 2 仮に上位20市町村（宿泊施設の収容人数）が宿泊税を導入した場合でも、県事業へ充当する税収が約31.17億円確保できる。

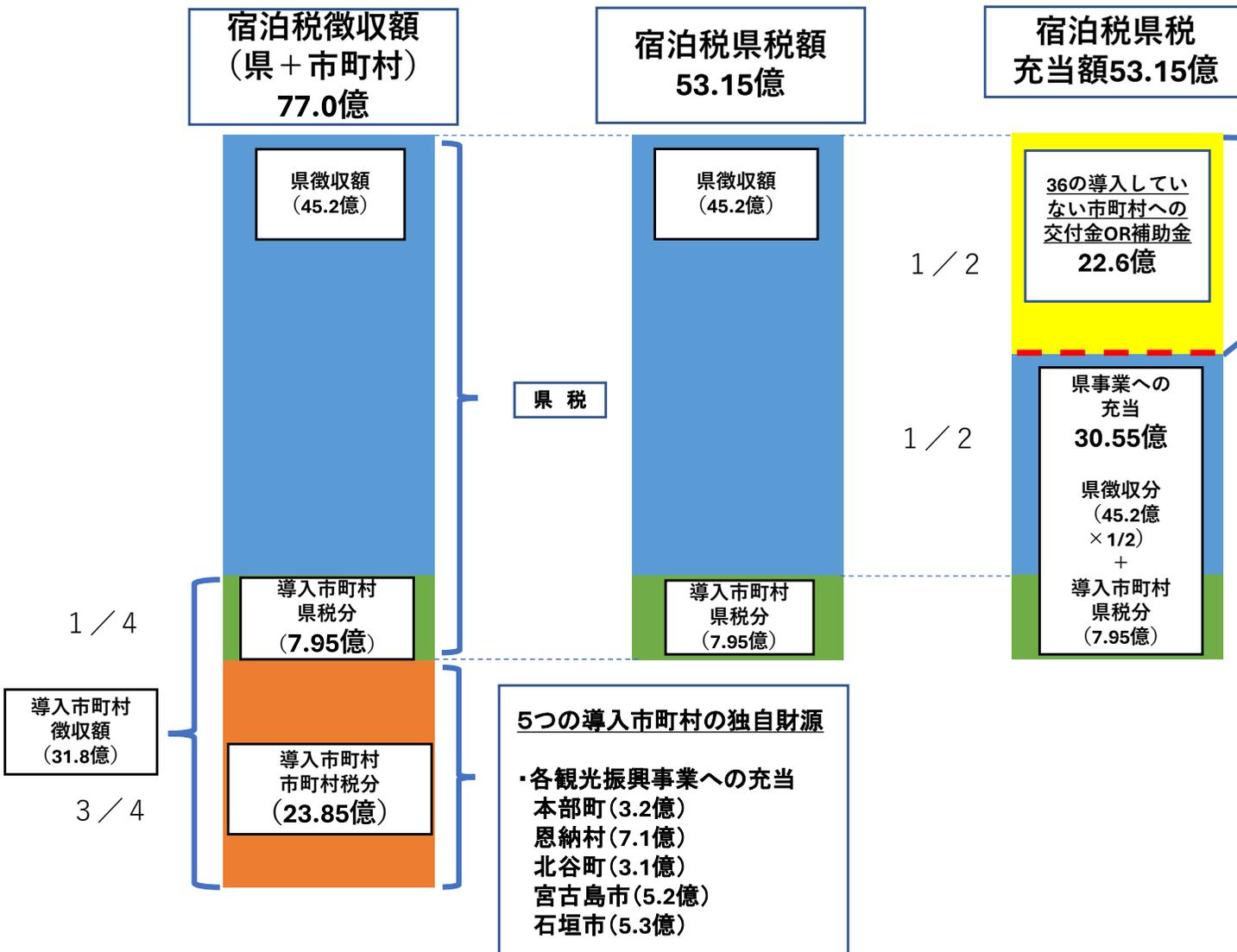
宿泊税の徴収及び市町村への配分イメージ②

【比率1:3】
【比率1:1】

※市町村別宿泊施設の収容人数で試算

- 税込77億円（200円、500円、1000円）における県と市町村の配分を試算
- 県と導入予定市町村の比率（1：3）
- 県と36市町村の比率（1：1）

配分額算定方法は、
宿泊施設の数（納税実績）の他、
ビッグデータによる旅行者実績、
財政規模等を考慮し、補助金または
交付金による配分を検討



【配分比率「1:3」「1:1」の留意点】

- 1 県事業への充当財源が「2:3」と比較して約5億円減となる。
- 2 仮に上位20市町村（宿泊施設の収容人数）が宿泊税を導入した場合、県事業へ充当する税収が約20.18億円となる。
- 3 安全・安心で快適な観光の実現など全県的、広域的な観光振興の実施に支障が生じるおそれがある。